

北陸地方整備局における河川技術者資格活用の取り組み

総合評価落札方式等における 河川技術者資格保有者の加点【試行の拡大】

早ければ令和9年度から試行を拡大

< 背景 >

災害激甚化・施設老朽化が懸念されるなか、河川については長大な延長を有する堤防や自然公物である“かわ”そのものの維持管理をより確実にやっていく必要がある。

このため、河川に関する維持管理水準を確保・向上することを目的に、国土交通省登録資格として河川技術者資格（河川維持管理技術者・河川点検士）制度が平成27年度から創設されている。



この河川技術者資格を有する者が、河川に関する維持管理の業務に従事することでその成果の品質確保を期待するものとして、次のとおり試行を進めている。

< 試行の経緯 >

- ①「河川管理施設等監理業務」の従事にあたり、河川技術者資格を有することを必須＜平成29年度～＞
- ②「河川巡視」・「河川許認可審査」・「堰・排水機場等管理」など発注者支援業務について、河川技術者資格を有する者が従事する場合は、総合評価落札方式において他の資格と同等に加点（※1）＜平成29年度～＞
- ③「河川維持管理計画等の検討業務」について、前述②と同じ＜令和元年度～＞
- ④「河川の維持管理に関する設計業務」について、前述②と同じ＜令和2年度～＞
- ⑤「河川定期縦横断測量業務」・「河川流量観測業務」について、河川技術者資格を有する者が従事する場合は、総合評価落札方式において他の資格と同等に加点するとともに他の資格との両方を有していれば更に加点（※2）＜令和元年度～＞

※1. 例えば、予定技術者の経験及び能力において「技術士では3点」、「河川維持管理技術者でも3点」と等しく評価をすること

※2. 例えば、前述※1に「技術士と河川維持管理技術者の両方を有していれば5点」と更に重みを加えた評価もすること



今後、河川に関する維持管理水準を確保・向上する取り組みについて一層の加速を図るものとし、次のとおり試行を拡大する方針
なお、試行の拡大の時期はその時点における河川技術者資格の保有者状況を勘案して判断（早ければ令和9年度契約から導入）

< 拡大する試行の内容 >

①～④の業務について、これまでに加え「他の資格との両方を有していれば更に加点」する評価を導入

北陸地方整備局における河川技術者資格活用の取り組み

試行の経緯等

- 河川技術者資格を有する者が、河川に関する維持管理の業務に従事することでその成果の品質確保を期待するものとして、平成29年度から試行を進めている。
- 今後、河川に関する維持管理水準を確保・向上する取り組みについて一層の加速を図るものとし、次のとおり試行を拡大する方針。試行の拡大の時期はその時点における河川技術者資格の保有者状況を勘案して判断

早ければ
令和9年度から試行を拡大

早ければ令和9年度契約から導入

河川管理関係の業務名称	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3 ~R4	R5 ~R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
① 河川管理施設等監理検計業務 堤防等河川管理施設の点検、及び点検結果をもとに変状等を評価し、モニタリング計画や修繕計画を検討する業務	管理技術者：◎河川維持管理技術者 担当技術者：○河川維持管理技術者・河川点検士											
②-1 河川巡視支援業務 河川等における災害発生の防止、適正な利用、河川環境の保全等のため、所管する区域を巡視し河川管理業務の支援を行う業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
②-2 河川許認可審査支援業務 所管する河川等の適正な利用と管理を図るため、河川管理者が行う許認可等の審査・指導を支援する業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
②-2 堰・排水機場等管理支援業務 河川事務所が所管する堰・排水機場等の操作、及び目視点検を支援する業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
③ 河川維持管理計画等の検討業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
④ 河川の維持管理に関する設計業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
⑤-1 河川定期縦横断測量業務	管理技術者：●河川維持管理技術者 担当技術者：●河川維持管理技術者・河川点検士											
⑤-2 河川流量観測業務	管理技術者：●河川維持管理技術者 担当技術者：●河川維持管理技術者・河川点検士											

【凡例】

◎：資格限定	河川技術者資格の保有を必須要件(加点無し)	△：他資格同等評価	他資格(技術士等)と河川技術者資格を同等に評価 (例：技術士3点、河川維持管理技術者3点)
○：加点評価	他資格(技術士等)よりも河川技術者資格を優位に評価 (例：技術士3点、河川維持管理技術者4点)	●：組み合わせ加点	他資格(技術士等)と合わせて河川技術者資格を有していれば更に加点 (例：技術士3点、河川維持管理技術者3点、技術士+河川維持管理技術者=5点)